○阿波市低入札価格調査制度事務取扱要領

令和元年5月29日

告示第7号

(目的)

第1条　この要領は、阿波市が発注する建設工事について、当該建設工事の契約内容に適合した履行の確保を図るため低入札価格調査制度(以下「本制度」という。)を設け、本制度の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2条　この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)　低入札価格調査基本価格とは、低入札価格調査基準価格の算定の基礎となるものをいう。

(2)　失格基本価格とは、失格基準価格の算定の基礎となるものをいう。

(3)　ランダム係数とは､徳島県電子入札システムにおいて自動的に算定される値をいう。

(対象)

第3条　本制度の対象は、建設工事のうち、総合評価落札方式に付するものとする。

(低入札価格調査基準価格の算定方法)

第4条　低入札価格調査基準価格(税抜き。以下同じ。以下「調査基準価格」という。)は、次式により算定するものとする。なお、低入札価格調査基準価格に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

調査基準価格＝低入札価格調査基本価格×ランダム係数

2　低入札価格調査基本価格(税抜き。以下同じ。以下「調査基本価格」という。)は、次の各号のいずれかにより算定するものとする。ただし、算定結果が予定価格(税抜き。以下同じ。)の9.2／10を超える場合は、予定価格の9.2／10を調査基本価格とし、予定価格の7.5／10に満たない場合は、予定価格の7.5／10を調査基本価格とする。なお、低入札価格調査基本価格に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1)　土木工事

調査基本価格＝(直接工事費×0.97)＋(共通仮設費×0.9)＋(現場管理費×0.9)＋(一般管理費等×0.68)

(2)　建築工事

調査基本価格＝(直接工事費×0.9)×0.97＋(共通仮設費×0.9)＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋(一般管理費等×0.68)

(失格基準価格の算定方法)

第5条　失格基準価格(税抜き。以下同じ。)は、次式により算定するものとする。なお、失

格基準価格に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

失格基準価格＝失格基本価格×ランダム係数

2　失格基本価格(税抜き。以下同じ。)は、次の各号のいずれかにより算定するものとする。ただし、算定結果が予定価格の9.2／10を超える場合は、予定価格の9.2／10を失格基本価格とし、予定価格の7.5／10に満たない場合は、予定価格の7.5／10を失格基本価格とする。なお、失格基本価格に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1)　土木工事

失格基本価格＝(直接工事費×0.97)＋(共通仮設費×0.9)＋(現場管理費×0.85)＋(一般管理費等×0.68)

(2)　建築工事

失格基本価格＝(直接工事費×0.9)×0.97＋(共通仮設費×0.9)＋(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.85＋(一般管理費等×0.68)

(ランダム係数の算定方法)

第6条　ランダム係数は、徳島県電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の3桁のくじ番号と入札書受信日時の秒(ミリ秒単位の下3桁を使用)をもとに自動的に算定される値とする。

2　ランダム係数は、1.0000から1.0060までの範囲で0.0005刻みの13通りの値とする。

(失格基準価格による判定)

第7条　入札の執行者は、失格基準価格を下回る価格をもって入札した者を失格とする。

(調査の実施)

第8条　入札の執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者が、調査基準価格を下回る価格をもって入札した場合は、落札者の決定を保留にする。

2　建設工事の担当者は、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち落札候補者となった者に対し当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため、事情聴取等の方法により調査を実施する。この場合において、建設工事の担当者は、当該落札候補者となった者に対し、次に掲げるもののうち調査に必要な項目についての書面を提出させる。

(1)　技術者等の配置計画

(2)　契約保証金納付の可否

(3)　入札時の工事費積算内訳書の内容及びその価格により入札した理由(下請予定状況、手持工事状況、地理的状況、手持資材状況、手持機械状況、資材等調達予定状況等)

(4)　その他必要な事項

3　前項に規定する落札候補者となった者が、指定された期日までに同項に規定する書面を

提出しない場合は、契約締結の意思がないものとみなし失格とする。

（調査の辞退）

第9条　入札に参加しようとする者は、入札参加に伴う申請書等の提出時に、開札の結果自らの入札価格が調査基準価格を下回った場合に前条の調査を受けることをあらかじめ辞退することができる。ただし、調査を辞退した場合は、失格とする。

（委員会の設置）

第10条　調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち落札候補者となった者に対し当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため、低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第11条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2　委員長は、当該建設工事を所掌する部長をもって宛て、委員は、当該建設工事を所掌する課長、契約管財課長及び委員長が必要と認める者をもって宛てる。

（委員長）

第12条　委員長は、会議を総理する。

2　委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

3　委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員会の会議）

第13条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会の議事は、公表しない。

（委員会の庶務）

第14条　委員会の庶務は、当該建設工事を所掌する課等において処理する。

（落札者の決定）

第15条　入札の執行者は、委員会での審査の結果、当該建設工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められた場合は、落札候補者を落札者とするが、適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、落札候補者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

2　次順位者が調査基準価格を下回る価格をもって入札した者であった場合は、同様の手続による審査を行う。

3　評価値の最も高い者が複数である場合は、くじにより落札候補者を決定し、落札候補者が調査基準価格を下回る価格をもって入札した者であった場合は、同様の手続による審査を行う。

（落札者の通知）

第16条　入札の執行者は、落札結果を落札者及び他の入札者に対して通知する。

（審査結果の通知）

第17条　委員会での審査により失格とした場合は、入札の執行者は、失格となった者に落札者としない旨を通知する。

（調査基準価格及び失格基準価格の公表）

第18条　建設工事の担当者は、調査基準価格及び失格基準価格を入札後に公表する。

（入札参加者等への周知）

第19条　建設工事の担当者は、本制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる項目を入札説明書等に記載する。

(1)　低入札価格調査制度を適用すること。

(2)　調査基準価格及び失格基準価格が設定されること。

(3)　調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われた場合の開札の終了方法及び結果の通知方法

(4)　調査基準価格を下回った価格をもって入札した者は、評価値が最も高い者であったとしても必ずしも落札者になるとは限らないこと。

(5)　調査基準価格を下回った価格をもって入札した者は、事後の事情聴取等に協力すること。

（調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定）

第20条　建設工事の担当者は、落札者が調査基準価格を下回る価格をもって入札した者であった場合は、契約締結をしようとする者に次の条件を付す。なお、入札説明書等においてこれらの条件を周知する。

(1)　阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則（令和2年阿波市規則第8号。以下「約款」という。）第4条第3項に定める保証金の額は、請負代金額の10分の3以上、約款第51条第2項に定める違約金は、請負代金額の10分の3相当額となること。

(2)　約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該建設工事に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1人増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。

(3)　約款第35条第1項に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。

(4)　下請負業者に対する下請負代金の支払状況等について報告を求め、必要がある場合は事情聴取等を行うこと。

（他の入札における落札の制限）

第21条　入札の執行者は、調査基準価格を下回る価格をもって契約を締結した者が、当該工

事の工期中に公告された他の総合評価落札方式による一般競争入札において、調査基準価格未満の入札を行った場合は、当該入札者を失格とする。

附　則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附　則(令和2年4月1日告示第61号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和2年4月30日告示第64号)

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附　則(令和4年7月29日告示第88号)

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附　則(令和4年12月28日告示第132号)

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附　則(令和7年3月3日告示第4号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。